平成２４年（フ）第２８７号
兵庫県明石市大蔵八幡町14番４号　ＲＩＳＯ大蔵海岸101号
債務者　壽福　智明
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２９２号
神戸市西区伊川谷町有瀬1277番地　ハイツ生田109号、前住所神戸市西区玉津町今津96番地の１　松井アパート11号
債務者　谷川　弘樹
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
宮城県石巻市相野谷字旧会所脇48番地１　市営飯野川亀ヶ森住宅１号棟301号
債務者　水越　智子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第７９５号
東京都杉並区方南２丁目３番５―302号　ベルエール方南町
債務者　金城　理恵
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１８９号
広島県福山市川口町１丁目18番30号サンイーズマンション406号、住民票上の住所広島県福山市東川口町３丁目11番17―６号
債務者　村上　正光
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２７６号
広島県福山市沼隈町大字能登原2188番地
債務者　中元　　勲
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２７７号
広島県福山市東川口町４丁目６番23号、旧住所広島県福山市東川口町２丁目８番19号
債務者　赤城　博美
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２８１号
神奈川県横須賀市林４丁目454番地　レオパレスナガノ104
債務者　鈴木　　聡
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１号
山口市阿知須2379番地１、前住所山口県宇部市大字広瀬127番地７
債務者　懸　　光男
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５７号
東京都豊島区池袋２丁目24―10―203
債務者　檜山　明美
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６４号
東京都杉並区和泉１丁目36―16―902
債務者　前田　茂樹
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９０号
東京都足立区谷中１丁目９－６
債務者　鬼頭　國男
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０７号
東京都昭島市福島町３丁目19―７―503
債務者　金地　幸恵（旧姓川北）
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２７号
東京都新宿区上落合２丁目21―10―105
債務者　宮川加奈子（旧姓南辺）
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２９号
東京都練馬区豊玉上２―25―７―601、住民票上の住所東京都大田区田園調布１丁目11―６―2208
債務者　秋本実知花
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３１号
東京都板橋区新河岸３丁目15―７―102
債務者　飯塚　孝明
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部